

各務原市教育委員会点検評価実施要綱

(平成21年6月1日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、各務原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその権限に属する事務・事業の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検評価」という。）を実施することに関し、必要な事項を定め、もって教育委員会の事務・事業推進体制を一層充実させ、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことを目的とする。

(点検評価の実施)

第2条 教育委員会は、前年度の教育委員会の取組について、点検評価を行う。

2 教育委員会は、前項の点検評価を適正なものとするため、評価委員の意見を聴かなければならない。

(評価事項)

第3条 点検評価は、次に掲げる事項について実施するものとし、第2号に掲げる事項については、別に定める基準により行うものとする。

- (1) 教育委員会の活動状況、教育委員会会議の実施状況等
- (2) 事務事業の執行状況、教育委員会の主な重点施策の執行状況及びその成果
- (3) 前年度の点検評価結果への対応状況

(点検評価の手順)

第4条 点検評価を実施するに当たっては、教育委員会事務局各課がその所管する事務事業等について自己評価を行う。

- 2 教育委員会は、前項の自己評価について、評価委員から意見を聴取する。
- 3 教育委員会は、第1項の自己評価及び前項の意見を踏まえ、最終評価を実施する。

(評価委員)

第5条 評価委員は、4人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 教育に関し学識経験を有する者
- (2) 保護者
- (3) 民間における企業、団体等の関係者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 評価委員のうち1人以上は、前項第1号に掲げる者でなければならない。

(報告書の提出)

第6条 教育委員会は、点検評価に係る報告書をまとめ、議会に提出する。

(報告書の公表)

第7条 教育委員会は、前条の報告書を各務原市ウェブサイトに掲載して公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月1日教育長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年6月1日教育長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年1月31日教育長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年6月30日教育長決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の第3条及び第4条の規定は、令和2年度の教育委員会の取組に係る点検評価について適用する。

附 則 (令和7年3月31日教育長決裁)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の第5条の規定により評価委員として委嘱されている者は、この要綱の施行の時に於いて解嘱されたものとみなす。